

社会福祉法人 愛育福祉会

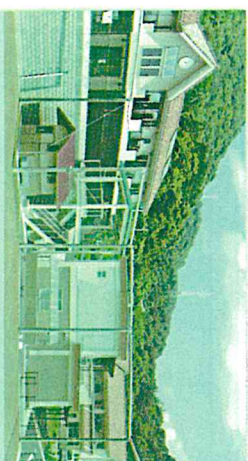
社会福祉事業



幼保連携型認定こども園 **ごぼと保育園**
 児童厚生施設 **ごぼと児童館**
 〒882-0024 宮崎県延岡市大武町5299
 TEL. (0982) 35-3737



指定障がい福祉サービス事業所
のぞみ園
 〒882-0024 宮崎県延岡市大武町5295
 TEL. (0982) 35-7715



児童養護施設 **みどり学園**
 〒882-0875 宮崎県延岡市吉栗町1-2726
 TEL. (0982) 32-4889
 放課後児童健全育成事業 **南小児童クラブ**
 〒882-0866 宮崎県延岡市平原町2丁目825
 TEL. (0982) 20-3242



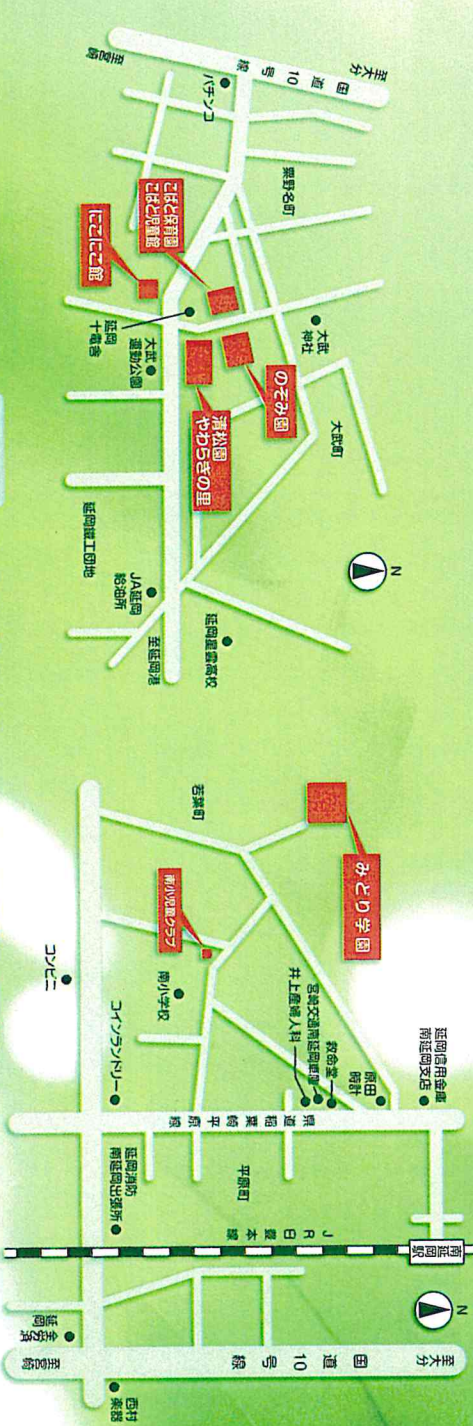
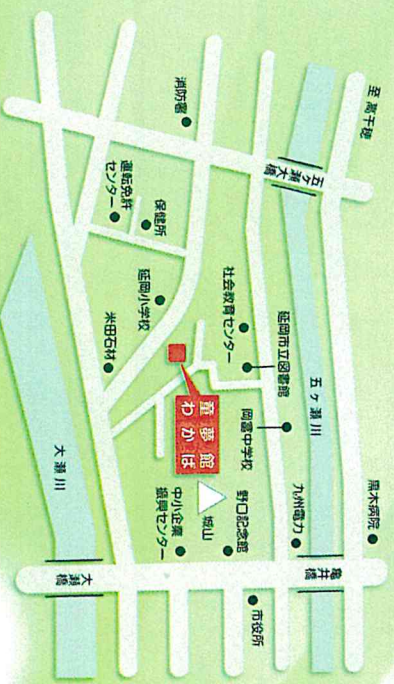
指定障がい者支援施設 **清松園 やわらぎの里**
 指定障がい者相談支援事業所 **サポートセンター 愛育**
 〒882-0024 宮崎県延岡市大武町5334
 清松園 やわらぎの里：TEL. (0982) 26-5666
 サポートセンター 愛育：TEL. (0982) 26-7155



認定こども園 **ごぼと保育園** **おのゐ**
 放課後児童健全育成事業 **童夢館児童クラブ**
 家庭支援センター（自主事業） **童夢館**
 地域小規模児童養護施設 **わかば**
 〒882-0811 宮崎県延岡市天神小路313
 童夢館：TEL. (0982) 29-2266
 わかば：TEL. (0982) 35-2424



家庭支援センター（自主事業）
にっこにこ館
 〒882-0024 宮崎県延岡市大武町51-1
 (H21年度 日本財団助成による)



最寄りの交通機関
 1) 宮交バス市内線...リーコン前下車徒歩で20分
 2) 宮交バス東海線...櫻山下車徒歩で20分



社会福祉法人 愛育福祉会

家庭支援センター
にっこにこ館
童夢館

児童養護施設
みどり学園

幼保連携型認定こども園
ごぼと保育園
 児童厚生施設
ごぼと児童館

指定障がい福祉
 サービス事業所
のぞみ園

サポートセンター
愛あいいく育

指定障がい者支援施設
清松園
やわらぎの里

<http://www.aikku.in/>

児童福祉部門

—— 法人の ——

愛育 それは出会い、ふれあい。あなたのそれは未来への希望、虹のかけはし、〈信頼 協調 向上心〉人であることを よろこび 信頼しあい 人とともにあることを よろこび

理念 ——

想いを満たす 私からの願い。
まごころの種をまき 愛育の心広がります。
協調しあい 人として生きること を よろこび 向上の意欲をもつ

障がい福祉部門

指定障がい福祉サービス事業所

- 就労継続支援B型事業
 - 生活介護事業
 - 日中一時支援事業
- のぞみ園**

指定相談支援事業所

サポートセンター
あい いく **愛育**

法人本部

家庭支援センター
〈自主事業〉

**にこにこ館
童夢館**

児童養護施設

みどり学園

地域小規模児童養護

わかば

放課後児童健全育成事業

わかば児童クラブ

指定障がい者支援施設

清松園 やわらぎの里

・施設入所支援・生活介護・短期入所・日中一時支援

指定障がい福祉サービス事業所

やわらぎの里 トリム社

・生活介護・就労継続支援B型

やわらぎ荘・清高島荘

・共同生活援助事業

社会福祉法人愛育福祉会

幼保連携型認定こども園こばと保育園・分園おひいぶ

豊かな環境の中で
こばと児童館・児童クラブ
童夢館児童クラブ
子育てを支援します。

保育の特徴

童夢館で遊ぼう
健康で明るく伸びるこばとの児



入所のご案内

入所手続き

申し込み
市役所または当園へお問い合わせ下さい

開所時間

午前6時30分～22時

送迎方法

保護者による送迎となります

対象児

乳児～就学前

保育料

前年度の所得税額等により決定されます

一時保育・休日保育・
夜間(延長)保育

6:30～22:00

※予約が必要です。
※有料(別途規定有)

保護者との連携

「いこいの広場活動」

- ・作品展示多目的コーナー
(子ども・保護者・地域住民の作品展示)
- ・一日保育士体験
- ・行事等への参加

こんなこともしています
ボランティアサークル
「明日葉」会

- 愛育福祉会の全職員が延岡市ボランティア協議会に登録しています。
- ボランティアが必要な時は、ご相談に応じます。
- 保育園、児童館において、ボランティア体験の受け入れを歓迎します。

地域との交流

愛育祭(バザー等)、運動会等
情報誌を提供しています

児童館

乳幼児コース
10:00～14:00
(水・土・日・祝日休館)

小・中・高生
10:00～17:00
(日・祝日休館) 延長可能

無料
※実費負担有 給食・おやつは有料
随時入会できます

こばと・童夢館 児童クラブ

放課後学童保育(延岡市委託)

【平日】 放課後～19:00【土曜】～18:00
【長期休業日】 8:30～19:00

有料
※休日利用可
利用時間は申し出に応じます

地域活動クラブ

「まちの子はみんなわが子」

【年会費】 無料
随時入会できます

※年間保険料が必要です 詳しくはお問い合わせ下さい

児童養護施設
みどり学園

児童養護施設の基本理念

施設の機能と役割は、児童を心身共に健康に育成することであり、職員は親に代わって養育の義務と責任を果たすことである。施設内外の諸環境整備に努め、児童一人ひとりの人格を尊重し、個別化の原理と個別処遇を基本にして、より豊かで調和のとれた人間性を育み培っていくよう努めなければならない。

みどり学園の基本方針

- (1)心身の健全な成長発達を図る。
- (2)行事や経験を通して豊かな感性を育む。
- (3)いろいろな体験の中で感謝と奉仕の精神を培う。
- (4)常に地域社会の中にあることを意識させ、積極的な関わりをし、良い関係作りをする。
- (5)目標を持った生活の中で、学習意欲を高める。
- (6)安心できる園生活の中で、家族の在り方を解らせ、将来への希望を育てる。

みどり学園の指導方針

- (1)個々の子どもの心身の状況をよく把握し、理解しながら、いろいろな処遇の効果を高めるようにする。
- (2)毎日の一人ひとりの子どもの生活をよく観察し、職員相互の連携の中で成長発達のためのより良い判断をする。
- (3)いろいろな行動や活動を通して、計画性、実行性、社会性、協調性等の大切さを理解させるとともに、変化のある生活を楽しませるようにする。
- (4)励ましのなかでスポーツやクラブ活動、学習への意欲を持たせ、常に生活する仲間や職員と語り合えるような雰囲気や環境作りに配慮する。
- (5)子どものあらゆる行動の中で、人として指導が必要と思われる場面に出会ったとき、同じ人間としてその心情や痛みを解り、子どもが向上の心が持てるような指導ができるようになる。

児童の生活目標

- (1)基本的な生活のリズムを身につける。
- (2)生活する中で衣・食・住のよい習慣を身につける。
- (3)安心して豊かな生活をするために必要な決まりをつける。
- (4)人として生活する中で、感謝する心、思いやりの心、責任ある行動をする。
- (5)学習の習慣を身につける



乳幼児小規模グループケア

【事業開始】平成30年9月1日
【定員】5名

地域小規模児童養護施設 わかば

【名 称】 地域小規模児童養護施設 わかば
【所 在 地】 〒882-0811 延岡市天神1\路313番地
【設置主体】 社会福祉法人 愛育福祉会
【経営主体】 社会福祉法人 愛育福祉会
(平成17.7.1移管)
【事業開始】 平成18年11月1日
【定 員】 6名



放課後学童保育 南小児童クラブ(延岡市委託)

【名 称】 放課後学童保育 南小児童クラブ
【所 在 地】 〒882-0866 延岡市平原町2丁目825番地

家庭支援事業

こんな時に利用できます…

■ショートステイ事業
保護者が疾病や出産等の社会的理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に、当該児童福祉施設等において一時的に養育保護する。

■トワイライトステイ事業

児童を養育している保護者が仕事等の理由により、帰宅が恒常的に夜間にわたる場合又は休日不在の場合等で児童に対する生活指導や食事の提供等が困難になった場合に児童福祉施設において、児童に対する生活指導、食事の提供を行う。

□申込み…延岡市こども家庭課

□実施施設…児童養護施設 みどり学園

里親支援事業

■里親支援専門相談員

地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能を果たせ、地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。





指定障がい福祉サービス事業所

就労継続支援B型事業 生活介護事業 日中一時支援事業

のぞみ園

施設の運営方針

施設での集団生活及び地域での活動を通して、日常生活に必要な知識・習慣の習得を図るとともに、作業・活動を通して勤労意欲の助長を図り、就労を通じ、一般社会への完全参加を期する事を目標とする。

支援目標

- ① 日常生活に必要な健康な体力作りを図る。
- ② 集団生活及び地域活動の中から、対人関係や基本的な生活習慣を身につける。
- ③ 作業・活動を通して、働くことへの喜びを感じもって勤労意欲の自覚を養う。
- ④ 優しく、思いやりのある人格を養う。

生活介護事業

同事業は自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、健康管理をはじめ、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。



にんにく作業 おしぼり作業
イエローシート 音楽療法

年間行事

●カルチャー講座 華道 書道 歌・スポーツ・レクリエーション

研修旅行 クリスマス会 特殊浴槽 門扉

助成により整った設備



日本財団 赤い羽根共同募金

指定相談支援事業所 サポートセンター愛育

事業の目的

1. 在宅の障がい児・者の福祉相談及び一般相談を受け付け、個人の状況に応じた支援サービス・利用計画等を明確にお示しするとともに、地域社会への社会参加の機会や地域生活を円滑に送れるように支援することを目的とする。
2. 施設入所の障がい児・者の総合的な相談に応じると共に、様々な情報提供を行い、地域への移行促進及び就労相談等を行うことを目的とする。
3. 幼稚園・保育所・小・中・高校の巡回相談等を行い、気になる子どもたちの発見及び支援方法の助言等を行い、関係機関と連携を図りつつ、子どもの発達を促す支援を行うことを目的とする。

就労継続支援B型事業

同事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供を行います。

自主委託作業班

粘土作業では利用者一人ひとりが職人となり、皆様より愛される製品づくりが出来るように頑張っています。



主な粘土商品



園内委託作業班

衛生管理・品質管理に最大の配慮を行い、丁寧な作業を心掛けています。



施設外就労班

施設の外に出て様々な職場の委託作業に取り組み、就労に対する厳しさを体得します。



日中一時支援事業

目的：障がい者(児)の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

対象者：障がい者(児)を監護する者が社会的・私的理由により対象者の介護が困難になった場合、日中12時間を限度にして、一時的に当該対象者を預かり、見守り、又授産活動を行う。

基本相談

生活に関する支援

- ◆地域で暮らすための相談 ◆趣味・余暇活動の相談
- ◆就職・人生設計等の相談 ◆育児、教育、進学に関する相談

計画相談

福祉サービスの利用支援

- ◆サービスの紹介 ◆利用の手続き支援
- ◆サービス内容の説明 ◆サービス等利用計画の作成

指定障がい者支援施設

清松園

やわらぎの里



施設の目的

「清松園やわらぎの里」は、障がい者総合支援法(平成25.4.1施行)に定められる障がい者支援施設で、18歳以上(特例により15歳以上)の主たる知的障がいを持つ方が施設での生活を通して、日常生活に必要な動作・習慣を身につけ、健全な社会、家庭生活への適応性を高めるための生活や作業活動支援を行います。

また、契約制度の施行にともない障がい者本人の自己決定、自己選択を尊重し、「清松園やわらぎの里」では、よりよいサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中で、生活の質を高め、生きがいのもてるような支援をおこなっています。

同時に、地域在宅者の支援サービス(生活介護・就労継続支援・短期入所・日中一時支援)を行なっています。

施設入所

在宅で自立した生活を送れない障がい者に対し、住居を提供し、入浴・排泄・食事等、身体介護や相談、日常生活の援助サービスを行います。

短期入所

18歳以上(児童の場合15歳以上)の障がい者を一時的に入所させて保護すると共に、その援助に必要な指導及び訓練を行う。また、利用者の家庭を支援することも目的としています。

生活訓練・支援

- ADL(日常生活動作)についての支援
- 余暇活動(フラスダンス・詩吟・カラオケ・卓球・バレー・ボッチャ)
- クラブ活動(調理・スポーツ・音楽・工作・チャレンジ・園芸)
- 体力づくり
- ボラソチエア活動(クレーン作戦...施設周辺のゴミ拾い)
- 自治会活動

施設設備ごあんない



専門機関の紹介・連携

- ・相談内容に応じて専門機関を紹介いたします
- ・専門機関と連携して支援を構築します

～共に素晴らしい人生を～

やわらぎの里

ドリーム社

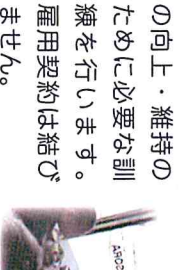
ドリーム社

生活介護事業



常に介助を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事などの介助等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

就労継続支援B型事業



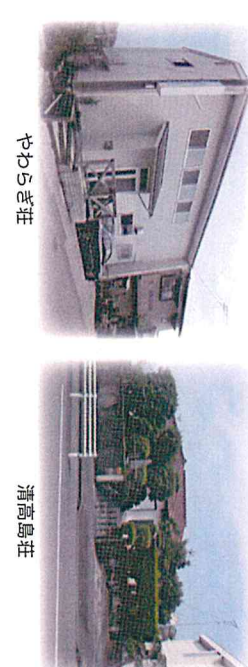
一般企業で就労が困難な障がい者、一定年齢に達している障がい者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。雇用契約は結びません。

日中一時支援事業

障がい者(児)の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

共同生活援助事業

家庭的な雰囲気の中で皆様の自立を支援しています。日中はそれぞれ作業所・就労訓練・職場へ通いながら生活されています。又、世話人さんが朝夕の食事などの支援を行う一方、支援職員による生活支援も行っています。地区の行事参加や清掃活動などにも積極的に参加しています。



※様々な相談に対応いたします。

学校

育児

進学

生活

就職

その他...

「困った」「どうしよう」「心配!」と感じたらご相談ください。
秘密を厳守いたします

■営業日
9:00～17:00(月～金)祝・祭日を除く
電話:0982-26-7155 FAX:0982-26-5711
E-mail: ailku26@gmail.com